

しんろ 進路だより

けんりつむかい おかこうぎょうこうとうがっこう ていじせいそうごうがく
県立 向の岡工業高等学校 定時制総合学科
がくしゅうしえん めいせい ねん がつ にちほつこう だい ごう
学習支援グループ 平成30年9月28日発行 (第90号)

【全年次向け】

ぜんき がくしゅうしせい ふ かえ 前期の学習姿勢を振り返ってみましょう

ほんじつ つうちひょう はいふ へいせい ねんどぜんき がくしゅうせいが かんてんべつ
本日、ホームルームで通知表が配付されました。平成30年度前期の学習成果が観点別
ひょうか ごだんかいひょうか ひょうてい
で評価され、五段階評価による「評定」がでています。

そつぎょうご しんろ ひょうてい じゅうよう とく こうこうざいがくちゅう
卒業後の進路によっては「評定」が重要となってきます。特に、高校在学中の
がくしゅうせいが しんろけつていじなど ねんじ そつぎょうねんじ ひょうてい へいきん あたい
学習成果として、進路決定時等に1年次～卒業年次までの評定を平均した値である
ひょうていへいきんち しんがくじ じゅけんしかく しょうがくきん しんせいしかく しょう ばめん おお
「評定平均値」が、進学時の受験資格や奨学金の申請資格として使用される場面が多
くあります。

なほ つうちひょう いちぶ せいと のぞ じぶん み あと かくじつ ほごしゃ かた わた
なお、通知表は、一部の生徒を除いて自分が見た後は確実に保護者の方にお渡ししま
しょう。

ひょうていへいきんち けいさん (1) 「評定平均値」を計算してみよう

つうちひょう ぜんきひょうてい らん ひょうてい すうち しょう かんたん けいさん
通知表の前期評定の欄をみてみましょう。評定の数値を使用し、簡単な計算でその
あたい し けいさん
値を知ることができるので、みなさんも計算してみましょう

教科名称	科目名称	講座名称	単位数	前期		後期		学年末	
				評定	欠時	評定	欠時	評定	欠時
国語	国語総合	国語総合 1-4	2	5	2				
国語	日本語の基礎	日本語の基礎 1-4	2	4	0				
地理歴史	世界史A	世界史A 1-4	2	4	0				
数学	数学I	数学I 1-4	3	3	0				
保健体育	体育	体育 1-4	2	3	0				
保健体育	保健	保健 1-4	1	3	0				
外国語	コミュニケーション英語I	コミュニケーション英語I 1-4	3	2	1				
外国語	英語の基礎	英語の基礎 1-4	2	2	0				
情報	社会と情報	社会と情報 1-4	2	5	0				
総合	産業社会と人間	産業社会と人間 1-4	2	4	0				
工業	よくわかる数学の基礎	よくわかる数学の基礎 1-4	2	4	1				
工業	ものづくりの基礎	ものづくりの基礎 1-4	2	4	1				
LHR	LHR	LHR 1-4	0		0				
学校行事	学校行事	学校行事 1-4	0		1				

じょうき つうちひょう ひょうてい ひょうていへいきんち もと さい けいさんほうほう つぎ
上記の通知表の評定から「評定平均値」を求める際の計算方法は次のとおりです。

評定を全部足す	$5 + 4 + 4 + 3 + 3 + 3 + 2 + 2 + 5 + 4 + 4 + 4 = 43$
出た値を科目数で割る	$\frac{43}{12} = 3.5833\dots$

ばあい しょうすうてんたい い ししやごにゅう つうちひょう ひょうていへいきんち
この場合、小数点第2位を四捨五入するので、この通知表の評定平均値は「3.6」と

なります。

(2) 自分の「**評定平均値**」を計算してみよう

評定を 全部足す	
出た値を 科目数で割る	

- [1 年次生] この方法で現時点の**評定平均値**を出すことができます。
- [2 年次生] 1 年次学年末の**評定**もあわせて計算する**必要**があります。
- [3 年次生] 1 年次・2 年次学年末の**評定**もあわせて計算する**必要**があります。
- [4 年次生] 1 年次・2 年次・3 年次学年末の**評定**もあわせて計算する**必要**があります。

【**全年次**】

がつついたち さいていちんぎん **¥983** ひ あ
10月1日より **最低賃金** ¥983 に引き上げ

きんむさき ふる きじゆん じきゆう さんしゆつ おそ じぶん じきゆう かくにん
勤務先によっては古い基準で時給を算出している恐れがあります。自分のアルバイトの時給を確認しましょう。

へいせい ねん がつついにち かながわけんさいていちんぎん じかながく えん えん ひ あ
平成30年10月1日から、神奈川県最低賃金は、時間額983円（27円引き上げ）となり
ます。（改正までは、平成29年度神奈川県最低賃金時間額956円が適用されます）

けんない はたら じょうよう りんじ などすべ ろうどうしゃ てきよう しょうしゃ きんがく
県内で働く常用・臨時・アルバイト等全ての労働者に適用され、使用者はこの金額
いじょう しはら
以上を支払わなければなりません。

かいせい じ はなし しょうしゃ へんこう わす
改正時によくある話として、「使用者が変更を忘れていた」というケースがありま
す。10月以降の給与明細をしっかりと確認し、時給が983円を下回っている場合には速
やかにアルバイト先の責任者に申し出ましょう。

まん いち さき せきにんしゃ おう ばあい たいへんあくしつ い
万が一、アルバイト先の責任者が応じなかった場合、これは大変悪質であると言えま
す。当然、法律にも違反している行為であり、
しょうしゃ さいていちんぎんほうだい じょう
使用者は「最低賃金法第40条」にもとづき、50
まんえん い か ばつきん けいじばつ か かのうせい
万円以下の罰金という刑事罰が科せられる可能性
があります。

さき こま ばあい
アルバイト先で困ったことがあった場合には、
ほごしゃ かた そうだん ひつよう おう
保護者の方に相談をしましょう。また、必要に応
じて学校でも相談先を案内します。

とどうふけんめい 都道府県名	さいていちんぎん 最低賃金	
	がつついたち 10月1日から	がつ 9月まで
かながわけん 神奈川県	¥983	¥956
とうきょうと 東京都	¥985	¥958
さいたまけん 埼玉県	¥898	¥871
ちばけん 千葉県	¥895	¥868